

Omnibus Law to Support Micro, Small, and Medium Enterprises

オムニバス法による零細、
中小企業の支援 ^{p1}

MSME 認定基準 ^{p1}

資金調達の簡易化 ^{p2}

その他の特別措置 ^{p2}

新プログラム: インキュベー
ション ^{p4}

組合 ^{p4}

企業経営者にとっての要
点 ^{p5}

雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号 (以下「オムニバス法」) によると、第 V 章では、以下の変更が記載されています : (i) 組合に関する法律 1992 年第 25 号 (以下「組合法」)、(ii) 零細、中小企業に関する法律 2008 年第 20 号 (以下「零
細、中小企業法」)、並びに (iii) 道路に関する法律 2004 年第 38 号 (以下「道路
法」)。これらの変更は零細、中小企業(MSME)がインドネシア国内経済により強
く根ざすことを支援するものです。

MSME はインドネシア経済の最も重要な原動力の一つです。中央統計局によ
ると、MSME はインドネシアの国内総生産(GDP) の 60.3%を占めています。また
MSME は全労働者の 97%の雇用の受け皿であり、全就業先の 99%を提供して
います。このことから、MSME の成長と発展はインドネシア経済の将来的な発展
に極めて重要な影響をもたらします。

しかし、上記の MSME 関連の法律及び/又は規則は、インドネシア経済の実態を
踏まえ、さらなる改善が必要とされました。

オムニバス法で定められる法令・規則の改定は、MSME にとって有益であると予
想されます。

オムニバス法における MSME に関する第 V 章の要点を下記にまとめます。

MSME 認定基準

従来規定と比較して、MSME 認定基準が拡大されています。従来、2つの基準
(即ち、純資産及び売上高) のみが MSME の認定に関係していました。旧基準で
は当該の純資産と売上高の閾値を零細、中小企業のそれぞれについて定めてい
ました。

今般のオムニバス法では当該基準を拡大しています。当該の拡大により、新しい MSME 認定基準は次のようにになります：

- a. 事業資本
- b. 販売額
- c. 純資産指標
- d. 年間売上高
- e. 投資額
- f. インセンティブ及びディスインセンティブ
- g. 環境保護技術の適用
- h. 現地調達率
- i. 従業員数

この新基準の内容をみると、これまでよりも多くの企業が MSME として認定されるものと予想されます。ですが、当該基準に関する実施細則は、今後の政府規則の公布を待つ必要があります。

資金調達の簡易化

オムニバス法では、特に下記のように、MSME による資金調達を容易にする措置が盛り込まれています：

- a. **資金調達に関する法的安定性** – 国有企業、大手国内企業・外国企業が零細・小企業（以下「MSE」）に対し、ローン、保証金、補助金及びその他の形式で資金を融通する義務が明確に示されています。従来規定では提供「してもよい」との表現でしたが、今般の新規定では提供「しなければならない」という表現に変わっています。「しなければならない」という表現は、資金融通義務がより明確化されたことを意味します。さらに、当該義務は中央政府及び地方政府にとって、実業界も加えて、新規則は、補助金の提供や外資企業による支援の提供、並びに法的又は拘束力の無い資金提供を MSE に対し行うことを義務付けるものです。
- b. **資金調達促進** – オムニバス法では、MSE が資金調達のために自らの事業を信用保証として用いることを認めています。これは今般新たに加わった MSE 支援規定です。
- c. **特別分配基金** – これは MSME を対象とした、オムニバス法下の新規定であり、中央政府が特別分配基金を設け、MSME 支援を目的として、地方政府に資金を割り当てるなどを義務付けています。

その他の特別措置

オムニバス法ではさらに下記のような MSME 支援措置を講じています：

- a. **パートナーシップ** – 特定当事者を対象に MSME とのパートナーシップ（提携）又は協力を義務付ける規定が設けられています。当該当事者は下記の通りです：
 - 1) 政府
中央政府及び地方政府が大手企業並びに MSE 及び組合とのパートナーシップの仲介役を務めることが義務付けられています。この義務は、MSE と組合の事業力育成を目的としています。さらに、中央政府及び地方政府は仲介のみならず、パートナーシップを基本枠組みとしてインセンティブと促進措置を提供し、同時に当該パートナーシップの実施を監督及び評価しなければなりません。

- 2) その他
オムニバス法では、(i)公共インフラ企業及び(ii)有料道路企業が MSE (公共インフラ企業を対象) 及び MSME (有料道路企業を対象) に対し、その敷地内のショッピング/商業エリアの全面積の少なくとも 30%のスペースを提供することを義務付けています。
- b. ビジネスライセンシング – オムニバス法では一元化されたシステムを通じたビジネスライセンシングの手続き簡素化を規定しています。全てのガイドライン、要件及び/又は手続きは中央政府により規制されており、ビジネスライセンシングの行政事務統一化を図り、許認可の重複を回避することを意図しています。さらに、オムニバス法では、MSE のビジネスライセンシングの複雑な手続きを要件緩和を通じて簡素化することを規定しています。MSE は、(i) 国家 ID (*Kartu Tanda Penduduk*) 及び地域レベル (*rukun tetangga* 又は RT) の(ii) ビジネス証明書 (*surat keterangan berusaha*) を提出すればビジネスライセンスの申請ができます。これらの文書はオンラインで提出し、登録を経て MSE に一意のビジネス番号が付与され、その全てのビジネス活動に適用されます (ビジネスライセンシング、インドネシア国家基準及びハラル製品保証認証を含む)。



- c. インセンティブ – インセンティブは融資、課税及び財政業務に適用され、無料又は負担軽減の形式で提供され、関税インセンティブ及び所得税インセンティブは関連法令及び規則に準じます。零細企業については、税務行政優遇措置/規制緩和が融資申請に適用され、これと同時に所得税インセンティブが提供されます。MSE については、ビジネスライセンシング料金の無償化が規定されており、特に輸出を主たる事業とする MSE に対しては関税インセンティブもあり、また輸入を主たる事業とする MSE に対しては原材料及び補助材料輸入の手続き簡素化が利用できます。
- d. 知的財産権 – オムニバス法では、中央政府及び地方政府による知的財産権の登録及び資金調達にかかる手続きの簡素化を規定しています。しかし、詳細は実施細則の公布を待たなければなりません。
- e. その他の支援及び/又は特別割当 – 上記のほかに、政府が提供すべきその他の種類の支援又は特別措置が下記のとおり規定されています:
- 1) 法的支援
 - 2) 中央政府及び地方政府が、国内で生産される製品及び提供されるサービスの少なくとも 40%を MSE 及び組合に割り当てること

3) 財務会計/会計システム/アプリケーショントレーニング及び支援

新プログラム: インキュベーション

オムニバス法では、MSME を対象としたインキュベーションプログラムを規定しており、下記を目的としています:

- a. 新ビジネスの創出
- b. MSME の経済的価値強化並びに競争力向上
- c. 科学技術を活用した付加価値の拡大

インキュベーションプログラムは下記の主体により実施されます:

- a. 中央政府
- b. 地方政府
- c. 大学
- d. ビジネスコミュニティ及び/又は
- e. コミュニティ

多様なステークホルダーが上記のように記載されていることから、オムニバス法では MSME 間のさらなる競争を支援する意図があるものと解釈できます。さらに、オムニバス法では中央政府及び地方政府並びにビジネスコミュニティに対し MSME が下記にアクセスできるよう支援することを明確に義務付けています:

- a. 代替的資金調達手段
- b. パートナーシップファンド
- c. 政府補助金
- d. リボルビングファンド
- e. 企業社会責任

組合

組合に適用される規定は次のとおりです:

- a. 設立と運営**
 - 1) 組合員 – 主要組合の設立に必要な人数の規定が 20 人から 9 人に緩和されています。
 - 2) 会議実施の容易化 – テクノロジーの利活用を進めるため、ビジネスの質向上にテクノロジーを利活用する場合において、オムニバス法では組合員会議がオンラインで開催されることに対する法的な根拠と規定を明確にしています。
 - 3) 目的と目標 – この規定は、組合が単一目標又は複数目標組合とすることを認めており、より多くの組合員が組合に参加することを促しています。
- b. シャリアベースの組合** – 法律では組合に下記のとおりシャリア法の原則を適用することの法的根拠を明示しています:
 - 1) 組合がシャリア法の原則に基づき運営されること。
 - 2) 通常運営機関(例:組合員会議、経営陣及び監査役)のほかにシャリアベースの組合はシャリア監査役会を設け、これをシャリア法の原則に精通した 1 人以上の組合員から構成させなければなりません。シャリア監査役会は、経営陣に対し監督と助言を行い、シャリア法の原則が組合により遵守されていることを確保しなければなりません。

企業経営者にとっての要点

オムニバス法によってもたらされる上記の変更内容は、MSME にとって朗報であり、MSME の設立と発展が展望されます。しかし上記のような変更点には、今後各分野で実施細則が公布される予定であり、企業側はそれを遵守していかなければなりません。法令で意図するところは、インドネシア経済の成長、失業率の低下、及びより多くの投資誘致です。MSME は大手企業と対等に競い合うための法整備が整いつつあり、今後の政策動向に注目が集まります。

本稿で取り上げたトピックについて、私ども PwC インドネシアは変化の激しい法規制の変化を見極め、企業に的確な助言を提供して参る所存です。本稿に関するご質問、お問い合わせは、下記のコンタクト、あるいはご存知の PwC インドネシアメンバーまでご連絡ください。



Your PwC Indonesia contacts:

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Melli Darsa
melli.darsa@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2021 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see <http://www.pwc.com/structure> for further details.